

陸沢町プレミアム付商品券 使用可能店舗募集要領

1 プレミアム付商品券事業の概要

- (1) 名称 健幸むつざわプレミアム商品券（以下、「商品券」という。）
 - (2) 事業主体 陸沢町
 - (3) 発行総額 37,500,000 円
 - (4) 購入対象者
 - ① 令和元年度住民税非課税者※住民税課税者の生計同一の配偶者・扶養親族・青色事業専従者および白色事業専従者、生活保護受給者等を除く
 - ② 平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
- ※①②とも額面 5,000 円、販売額 4,000 円 5 冊まで購入可能
- (5) 利用可能期間 令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 29 日（土）
 - (6) 販売方法 陸沢郵便局、瑞沢郵便局、陸沢町商工会での窓口販売

2 使用可能店舗の定義

使用可能店舗とは、本事業において商品券が使用できる店舗のことをいう。町内に存する事業者で期間内に町に申請書を提出し認められたもの。

3 使用可能店舗の要件

町内事業者（店舗）のうち、次の(1)～(4)に該当しないもの。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わりがある、または業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗。
- (3) 取引の対象物がない店舗
- (4) 役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗。

4 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は購入対象者への物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を消費せずに現金化することや、使用された商品券を再び使用することはできません。
- (3) 額面に満たない使用についても釣銭は出せません。

(4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

5 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、その他商品券の類等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- (2) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (4) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、利用対象商品としてふさわしくないもの

6 参加店の責務等

- (1) 参加店であることが利用者に明確となるようポスター等を掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券を受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造された商品券と判別できる際は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を睦沢町福祉課まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取ったときは、裏面に登録番号と店名を記入してください。
- (4) 各参加店舗において、利用期間中の商品の販売、サービス提供等の取引にあたり、顧客から受け取った商品券のみ換金可能です。
- (5) 商品券の交換や商品券を事業上の取引（仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、毀損、換金切れ等による損失は参加店の責とします。

7 申請手続きについて

(1) 申請方法

この募集要領に同意の上、申請書に必要事項を記入し、下記の受付場所まで持参または郵送してください。

複数の店舗を申し込む場合は店舗毎の申請が必要です。申請書の様式は下記の申込受付場所またはホームページから入手できます。

(2) 申請受付場所（8:30～17:15 土日祝除く）

睦沢町役場福祉課

(3) 申請方法・期間

方法：持参又は郵送による。

期間：7月25日～8月31日（郵送の場合8月31日消印有効）

(4) 申請後について

登録可能店舗については、登録証を送付します。

8 換金について

換金については、業務委託をしますので追って請負業者から連絡します。

9 参加店の取り消し等

この要領に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに参加店の承認を取り消し、事業者名、店舗名を公表します。また、当該商品券を使用した取引に係るプレミアム分については、減額するものとし、その全額を当該店舗が負担するものとします。

また、違反により生じた損害についても当該業者が負担するものとします。

【問い合わせ先】

睦沢町役場 福祉課

〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷 1650-1

電話 0475-44-2504（直通）